



島根県報

平成19年 9 月21日 (金)
号外 第 107 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査公表

平成18年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により実施した平成18年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成19年 9 月21日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

平成18年度 財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(社) 島根県私学教育振興会 (総務部総務課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 - 公表・指摘事項 - 会計に関する規定の整備について 公益法人会計基準に基づく会計に関する規定が整備されていなかった。 扶養手当の認定について 被扶養者の所得要件等を判断する証拠書類がないまま、職員の扶養手当を認定していた。 - 運営の合理化に資する意見 業務内容及び財務等に関する情報の公開について 公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする法人であり、社会経済において重要な役割を担うとともに、社会的責任を有しているため、業務内容及び財務等に関する情報を自主的に開示することが望まれている。 今後、団体は、より公益性を発揮するためにも、定款、事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支計算書等の業務内容及び財務等に関する情報をホームページ等により公開されたい。	会計に関する規定の整備について 「島根県私学教育振興会会計処理規則」を整備しました。 扶養手当の認定について 整備を図った。(扶養手当の認定の手続きを行った。) 業務内容及び財務等に関する情報の公開について ホームページには一部公開しているが、引き続き公開に向け努める。
(財) ふるさと島根定住財団 (地域政策課) (青少年家庭課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 イ 運営の合理化に資する意見 定住財団の役割と組織体制について 団体は、本県の人口減少に歯止めをかけなければならないとの危機感を背景に、人口定住のための事業を総合的に推進する機関として設立され、	定住財団の役割と組織体制について 経済産業省の地域産業活性化人材育成事業(ジョブカフェモデル事業)については、平成18年度末をもって終了したところであり、主な事業は以下のとおりであっ

県の補助を受けて就職支援やU・Iターン支援など、定住促進に向けた先導的事業に取り組むとともに、近年は県内就職を促進するための求職活動援助事業などの受託事業にも取り組み、県内定住に一定の成果を上げ高い評価を得ている。

しかしながら、若年層の県内就業に寄与してきた国からの受託事業が、平成18年度をもって終了することになるので、この事業の成果を踏まえ、団体の新たに担うべき役割と組織体制のあり方について団体とともに検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

○公表・指摘事項

物品の管理について

団体の会計処理規程第49条第2項で規定する消耗品の实地棚卸が行われていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

「ジョブカフェしまね」の事業について

「ジョブカフェしまね」で実施している若年者就業支援事業は、若年層の県内就業の促進に一定の成果をあげ、人口定住にも寄与しているが、国からの受託事業部分が平成18年度を持って終了する。

しかしながら、受託事業のメニューの中には継続が必要なものがあると考えられるので、県と一体となって個々の事業を検証し、実施体制も含め検討されたい。

た。

1. キャリアカウンセリングを中心としたジョブカフェの運営

2. 高校生向けのキャリア教育の推進

3. 「しまね起業家スクール」等の産業人材の育成

これらの事業は継続が必要な事業との判断から、平成19年度は次のとおりとされたところである。

1. については、県の単独事業（商工労働部）として、内容を見直した上で、（財）ふるさと島根定住財団への委託事業として再構築した。

2. については、より一層の効果をあげるために、教育委員会において実施することとし、これまでのノウハウを活かすため、財団において支援することとした。

3. については、国委託事業として財団で引き続き実施するものの他、商工労働部で実施することとした。

また、これらの整理に伴い、平成19年度から財団において一部組織体制の見直しが行なわれたところである。

物品の管理について

平成19年 3 月30日に消耗品の实地棚卸を実施しました。

「ジョブカフェしまね」の事業について

平成18年度末をもって、経済産業省の地域産業活性化人材育成事業（ジョブカフェモデル事業）が終了しました。

この事業で実施していた主なものは以下のとおりでした。

1. キャリアカウンセリングの提供を中心とするジョブカフェの運営

2. 高校生向けのキャリア教育の推進

3. 「しまね起業家スクール」等の産業人材の育成

これらは継続が必要な事業として、その実施方法や実施主体の見直しが行なわれました。

1 → 島根県からの委託事業として定住財団で継続実施。

2 → 教育委員会において継続実施。定住財団ではその支援を実施。

3 → 国委託事業の中で定住財団として実施するものの他、商工労働部で継続実施。

	なお、定住財団で実施する島根県からの委託事業であるジョブカフェ事業については、その効果がより高まるよう、平成19年 6 月25日に J R 松江駅前の松江テルサに移転し業務を実施しております。
(財) 島根県市町村振興協会 (地域政策課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 イ 運営の合理化に資する意見 宝くじ収益金の配分方法について (財) 全国市町村振興協会(以下「全国協会」という。)が宝くじ収益金を都道府県に対し配分する交付金額は、均等割(市町村数割)、人口割、販売実績割によって算定されている。 均等割については、配分額の市町村合併による激変を緩和するため平成17年 1 月 1 日の市町村数を基準とし、暫定的な市町村数を根拠としている。 今後、予定されている配分方法の見直しにあたっては、合併が進んだ都道府県に不利にならないよう全国協会や国に対し要望されたい。 また、団体がオータムジャンボ宝くじ収益金を市町村に対し配分する交付金額は、均等割(市町村数割)及び人口割により算定されているが、この均等割の算定は、合併による大幅な増減が生じないよう全国協会の配分方法に準じて行われている。 つについては、配分の見直しにあたっては、配分が合理的に行われるよう団体を指導されたい。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 イ 運営の合理化に資する意見 新公益法人制度への対応について 現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後 5 年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、	宝くじ収益金の配分方法について 県市町村振興協会では、平成17年10月に総務省自治財政局へ、同年12月には全国自治宝くじ事務協議会へ配分方法の見直しについて要望活動を行っている。 平成18年度は、全国協会において平成17年度の状況を踏まえて検討することとなっていたため、実施していない。 今後、全国協会では配分方法の見直しを公益法人改革に併せて検討していくこととしている。 県としても、全国協会の検討状況を見極めながら、適切な配分方法について要望していきたい。 市町村への配分は、全国協会の配分方法に準じて行われている。(平成17年 1 月 1 日の市町村数を基準とした配分方法で凍結している。) 配分の見直しにあたっては、今後全国協会の配分見直し結果を踏まえ、合理的に行われるよう指導していきたい。 新公益法人制度への対応について 新公益法人制度に関する法律が制定され、その詳細は政令等に委ねられることとなったものの、現時点では政令等の制定に至っていない状況です。

指すのか、選択する必要がある。

今後、全国協会や各都道府県振興協会と連携し、新制度において公益性の認定を得るための対応について検討されたい。

基金の有効活用について

市町村に対して災害時における緊急融資事業や公共事業に低利で貸し付ける事業等を実施するため基金を設けているが、近年の合併後におけ市町村の融資ニーズが減少し、基金残高が増加する傾向にある。

団体は、市町村の資金需要の増加が今後見込めないことから、基金の一部を市町村職員の研修事業の充実に充てるなど、活用策について検討されたい。

当協会としまして、現在、全国協会において課題整理と対応策について検討がされている状況でもあり、今後とも、公益法人制度改革の動きを注視しつつ、全国協会や各都道府県振興協会と連携し、公益性の認定を得るため、積極的に対応してまいります。

基金の有効活用について

基金については地方財政法第32条の規定によりその用途が定められているところですが、これに基づき、現在においても研修の充実等市町村共通課題に対して基金の一部を充当しているところです。

市町村財政の厳しい中、より一層市町村のニーズの把握に努め、市町村職員の研修の充実や後期高齢者広域連合に対する支援に基金の充当を行うなど、基金の有効活用を行ってまいります。

(社) 島根県トラック協会

(交通対策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

○公表・指摘事項

契約書による契約の締結について

印刷物(1,138,500円)の契約において、経理規定第22条に定める契約書が作成されていなかった。

契約書による契約の締結について

御指摘の件については、当協会の経理規程では、契約金額が50万円を超える場合において、契約書を作成することとなっているが、契約書を作成していなかったものである。

今後は、規程のとおり契約金額が50万円を超える場合について、契約書を作成することとします。

(財) しまね国際センター

(文化国際課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

○公表・指摘事項

会計処理について

貸借対照表及び財産目録で、会計上「流動資産」として区分されるべき 1 年未満保有の普通預金が、「その他固定資産」として区分されていた。

物品に関する諸帳簿の整備について

会計処理規程第32条に規定されている「固定資産台帳」及び会計処理規程第35条に規定されている「物品台帳」がなかった。

物品の管理について

会計処理規程第33条に規定されている「固定資産台帳」と現物との照合が行われていなかった。

また、会計処理規程第36条に規定されている「物品台帳」と現物との照合及び消耗品の実地棚卸が行われていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

団体は、主として県の財政支援を受け、県内の国際交流・国際協力事業、市町村・民間団体等の国際交流活動や在住外国人への支援等の事業を行っている。

しかしながら、近年、団体の収入が減少しているほか、県の厳しい財政状況により県受託事業が減少する傾向にある。また、平成12年度以降毎年度、運用財産が取り崩されており、このままの状況が続くと、今後、自主事業の縮小や団体の運営に支障が生じる恐れがある。

については、会費等の収入の確保に努め、人件費を始めとする経費の削減を引き続き行うとともに、自主事業の見直しや財源確保について、県と一体となって検討されたい。

会計処理について

当財団の平成17年度資産運用計画において、「預金については、定期性預金運用の他は決済用預金等とする。」との理事会決議に伴う処理である。ペイオフ解禁に伴い、資産運用計画策定に当たって適切に処理する。

物品に関する諸帳簿の整備について

物品等の取扱いについて内規を定め、「固定資産台帳」及び「物品台帳」を整備した。

物品の管理について

「固定資産台帳」及び「物品台帳」の整備にあわせ現物との照合を行った。

消耗品の実地棚卸については、各会計年度末に購入数、使用枚数及び残数についての検査を実施する。

団体のあり方について

基本財産等の運用利息を事業実施の財源とする当財団にとって、運用利息の大幅な伸びが見込めない現状では、運用財産の取り崩しはやむをえないものと考えている。

資産運用については、平成17年～22年度（5年間）の運用計画を策定したところである。

事業の実施に当たっては、平成18年 9 月「（財）しまね国際センターありかた検討委員会」を設置し、その報告を基に事業等の見直しを行い、平成19～21年度の事業実施にかかる基本計画を策定した。今後は県・市町村、関係機関・団体等との連携と協働をより一層進め、各年度の実施計画に反映させる。

収入の確保については、広報活動の見直しや事業の積極的な展開を図り、賛助会員増に努める。また、上位団体等他団体の助成金の活用を積極的に図り、自主事業の進展と実効性の確保に努める。（例 文化庁、（財）地方自治体国際化協会、独立行政法人日本万国博覧会記念機構 等）

（社）松江市医師会

（医療対策課）

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

看護実習を行う場所の確保について

学生が在宅看護や母性看護の実習を行うための福祉施設や病院について、団体においてはその確保が容易にできにくい状況にあることから、看護実習に支障が生じないよう安定的な確保に向け支援をされたい。

施設の修繕等について

松江高等看護学院は、卒業生の看護師国家試験の合格率や地域への定着率が高いことなど、本県の看護師確保に大きく貢献をしている。

しかしながら、昭和49年に建設された学院は、雨漏りが発生するなど施設の老朽化が進んでいることや、教室等が狭隘であることから学習に支障が出ている。また、建設当初想定されていなかった男子学生が相当数在学しており、それに対応する設備が十分ではない状況にある。

については、施設・設備の修繕や改良について検討されたい。

看護実習を行う場所の確保について

実習施設の確保については、従来から県としても確保について支援を行っているが、今後も看護実習に支障が生じないよう支援を行いたい。

施設の修繕等について

施設の修繕等については、平成19年度において、雨漏りを解消するための「屋上及び塔屋外壁防水改修工事」を行うとともに、学院より要望のあった「男子トイレ改修工事」についても実施することとしている。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

○公表・指摘事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

会計に関する規程の整備について

指摘に従い、会計に関する必要事項を定めた規程について整備を行う。

また、学院の会計に関する規程についても、県と協議・検討しながら整備をしていく。

イ 運営の合理化に資する意見

スクールカウンセラーの設置について

学生生活における悩みを早期に解決するため、気軽に相談できるスクールカウンセラーの配置を検討されたい。

看護実習を行う場所の確保について

学生が在宅看護や母性看護の実習を行う福祉施設や病院について、その確保が容易にできにくい状況にある。

については、看護実習に支障が生じないよう県の協力を得て安定的な確保に取り組まれたい。

スクールカウンセラーの設置について

平成19年度の学院運営委託料で予算措置がされ、現在、月2回、1回につき2時間のカウンセリングを行っている。

看護実習を行う場所の確保について

実習施設の確保については、以前から県と協力して確保に努めており、今後も引き続き県と協力して、学生に負担とならない学習施設の確保に努めたい。

(社) 益田市医師会

(医療対策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 ○公表・指摘事項 会計に関する規程の整備について 会計に関する規程が整備されていなかった。	会計に関する規程の整備について 指摘に従い(社)益田市医師会の会計に関する必要な事項を定めた規程について整備する。 学院の会計に関する規程についても、県と協議・検討し整備する。
(財) 島根県環境保健公社 (医療対策課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 ○公表・指摘事項 予定価格の設定について 契約事務については、団体の財務規程において県の取扱いに準じて行っているが、検診機器(52,800千円)等の購入にあたって予定価格の設定がされていないものが多数あった。 随意契約の理由について 検診機器(同上)等の購入にあたって、随意契約とする理由が記載されていないものが多数あった。 イ 運営の合理化に資する意見 新公益法人制度への対応について 現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後5年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択をする必要がある。 については、団体が行う事業が公益性の認定基準に適合するのか等について検証するなど、新制度への対応について検討されたい。 契約事務の見直し等について 団体の契約の状況を見ると、ほとんどの契約が随意契約の方法によって行われている。	予定価格の設定について 契約の価格が300万円以上になることが予想される場合は仕様書、設計書等関係書類を参考に予定価格を設定することとし、併せて財務規程を改正する。 随意契約の理由について 今後は随意契約の理由を明記する。 新公益法人制度への対応について 公益財団法人認定を目指し、事業が公益性の認定基準に適合するか分析・検証し準備を進める。 契約事務の見直し等について 今後は、改正した財務規程に沿って、可能な限り競争入札とする。

契約にあたっては、経済性・透明性を一層確保するため、可能な限り競争入札を行うよう努められたい。

また、契約事務については、県の取り扱いに準じて行うものとしているが、県が平成16年度から実施している長期継続契約制度についても、導入を検討されたい。

また、県が平成16年度から実施している長期継続契約制度については、複写機の借入、庁舎管理・清掃業務等必要に応じて導入している。

(社福) 恩賜財団済生会支部島根県済生会

(地域福祉課)

(医療対策課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

県西部地域における医療機能について

県は、団体の江津総合病院の移転新築にあたり、県西部医療提供体制整備計画(平成14年3月策定)に基づいて、リハビリテーション医療機能及び周産期医療機能等を確保するため財政支援を行っている。

今後、この支援によって整備された機器等の活用状況を把握し、計画に定めた機能が発揮されるよう指導等に努められたい。

県西部地域における医療機能について

県の支援により整備された機器等の活用状況については、今後適宜把握し、計画に定めた機能が発揮されるよう必要に応じ指導等に努めたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(財) 島根県生活衛生営業指導センター

(薬事衛生課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

○公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく計算書類について

公益法人会計基準に基づく「計算書類の注記」が記載されていなかった。

公益法人会計基準に基づく計算書類について

平成18年度決算において、「財務諸表に対する注記」を記載した。

(財) 島根県みどりの担い手育成基金

(林業課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

今後の事業等のあり方について

団体は、林業労働者の安定的な確保を図ることなどを目的とした事業に取り組まれているが、労働者数の推移をみると林業を取り巻く厳しい経営環境も影響して、平成 5 年の設立時と比較して遞減する傾向にある。

また、この事業は基本財産の取り崩しによって行われているため、このままの状況が続くと将来的には現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。ついては、この事業等のあり方や財源の確保について団体と連携を図り検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

今後の事業等のあり方について

団体は、林業労働者の就労条件の改善や就労者の安定的確保に資する助成事業を通して、中山間地域の雇用の促進と森林整備に大きく貢献している。

しかしながら、輸入材の影響を受け長期にわたる国産木材価格の低迷や公共事業の削減などから県内森林組合の経営状況が悪化し、林業労働者の新規雇用が控えられる状況になっている。

一方、この団体の事業は基本財産の取り崩しによって行われているため、このままの状況が続くと将来的には現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。

ついては、この事業等のあり方について団体で進めている「基金事業検討会」における検討結果を踏まえ、森林組合等と連携し事業展開を図りたい。

今後の事業等のあり方について

当課も基金検討会に参画し、事業のあり方について協議を行った。

その中で、新規就業者が意欲を持って林業に就ける仕組みづくりと森林組合が激変する経営環境の中でも安定して雇用できる環境づくりを支援していくことを柱とし、見直しの方向性として「新規就業者の定着」と「木材生産技術の向上」を重点項目とすることとなった。

事業の見直しは、平成19年度中に事業内容・条件等を整理し、平成20年度から事業の本格導入を行うよう指導している。

今後の事業等のあり方について

検討会（7 回開催）では、事業のあり方については新規就業者が意欲を持って林業に就ける仕組みづくりと森林組合が激変する経営環境の中でも安定して雇用できる環境づくりを支援していくことを柱とし、見直しの方向性として「新規就業者の定着」と「木材生産技術の向上」を重点項目とした。スケジュール的には平成19年度中に事業内容・条件等を整理し、平成20年度から事業の本格導入を行う計画である。

(財) しまね産業振興財団

(産業振興課)

(商工政策課)

(企業立地課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体に関する情報の公開について

団体は、島根県情報公開条例第35条に規定する法人に指定されており、積極的な情報公開が求められている。

については、団体のホームページに現在掲載されていない寄付行為や収支予算書等についても掲載されたい。

団体に関する情報の公開について

収支予算書、収支決算書、事業計画書、事業報告書、組織図等財団の概要及び運営に関する資料は監査指摘後、早々に財団ホームページにて情報公開をした。

寄付行為についても、ホームページ更新に併せ、近期中に情報公開をする。

島根県商工会連合会

(経営支援課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

商工会合併後の商工会指導について

団体に配置されている商工会指導のための指導員は、商工会合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在 9 名の指導員が平成22年度末までに 6 名に減員されることとなっている。

については、団体が実施する商工会に対する運営指導業務に影響が生じないよう指導されたい。

商工会合併後の商工会指導について

団体に配置されている商工会指導のための指導員は、商工会合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在 9 名の指導員が平成22年度末までに 6 名に減員されることとなりますが、団体が実施する商工会に対する運営指導業務に影響が生じないよう指導、助言を行います。

また、今まで以上に県の団体担当課（経営支援課）として商工会に対する運営指導に直接関与することにより、上記職員減員分を補うこととします。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

「今後の商工会のあり方」への取組について
団体は、合併後の各商工会が地域経済や地域社会の活性化に貢献できるよう、平成17年12月に「今後の商工会のあり方」とする報告書を取りまとめ、商工会の改革に取り組んでいる。

この報告書では、「商工会の使命と役割」「企業支援体制の抜本的強化」「財政・組織基盤の強化」等について、新しい商工会の基本となる考え方と方針、そこにいたる道筋、役職員の役割等を明らかにしている。

ついては、役職員一丸となってこの報告書に沿って新しい商工会づくりに取り組まれない。

商工会合併後の商工会指導について

団体に配置されている商工会指導のための指導員は、商工会合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の 9 名が平成22年度末までに 6 名に減員されることとなっている。

ついては、団体は、商工会の組織運営及び事業実施に係る指導に影響が生じないよう、効率・効果的な指導の進め方について検討されたい。

また、合併によって商工会の支所となる地域については、現員数での経営指導員等の配置が困難となることから、商工会に対して会員への支援・サービスが低下しないよう指導されたい。

「今後の商工会のあり方」への取組について

島根県商工会連合会では、「今後の商工会のあり方」について平成17年度事業でまとめた報告書をもとに「信頼され、貢献する、確固とした商工会」を目指し、企業支援を中心とした指導体制の整備に取り組んでいる。

さらに、平成18年度は「県連のあり方検討委員会」を立ち上げ、再編後の商工会に対して企業支援強化のための指導方針や、県連の役割と重点計画及びこれに基づく業務・組織等について具体的な取り組みについて検討を行い明らかにした。これらの指針に基づき合併後の商工会に対する運営指導を強化したい。

商工会合併後の商工会指導について

商工会経営指導員は、ご指摘のとおり商工会合併に伴い現在 9 名が平成22年度末までに 6 名に減員されることとなっている。連合会では、昨年度「県連のあり方検討委員会」において、事務局組織の再編（今年度一部実施済み）や事業実施の見直しを図ることによって指導に影響が生じないよう、効果的な指導の進め方について検討を行っている。

また、合併による商工会支所の役割についても、今年度、すべての合併商工会に対して巡回ヒアリングを実施することとしており、商工会に対して会員への支援・サービスが低下しないよう具体的な方策を商工会とともに検討する予定である。

大社商工会

(経営支援課)

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

合併後の商工会の指導について

大社、佐田町、多伎町、湖陵町の各商工会は、合併により平成19年 4 月から出雲商工会として新たに発足する。

出雲商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の16名から平成22年度末までに11名に減員されることとなっている。

ついては、商工会会員への支援やサービスが低

合併後の商工会の指導について

平成19年 4 月から新たに発足する出雲商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の16名から平成22年度末までに11名に減員されることとなりますが、商工会会員への支援やサービスが低下しないよう、経営指導員等への各種研修実施による資質向上や商工会運営への助言等を行い、島根県商工会連合会と連携の下、継続的な指導を行います。

下しないよう団体を指導されたい。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。	
国府商工会 (経営支援課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 イ 運営の合理化に資する意見 合併後の商工会の指導について 国府、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の各商工会は、合併により平成19年 4 月から石央商工会として新たに発足する。 石央商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の19名から平成22年度末までに13名に減員されることとなっている。 については、商工会会員への支援やサービスが低下しないよう団体を指導されたい。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。	合併後の商工会の指導について 平成19年 4 月から新たに発足する石央商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の19名から平成22年度末までに13名に減員されることとなりますが、商工会会員への支援やサービスが低下しないよう、経営指導員等への各種研修実施による資質向上や商工会運営への助言等を行い、島根県商工会連合会と連携の下、継続的な指導を行います。
松江商工会議所 (経営支援課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 ○公表・指摘事項 会計に関する規程の整備について 会計に関する規程が整備されていなかった。	会計に関する規程の整備について 「松江商工会議所契約規程」及び「松江商工会議所謝金規程」を設け、平成19年 4 月 1 日から施行いたします。

安来商工会議所 (経営支援課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 ○公表・指摘事項 会計に関する規程について 会計に関する規程が整備されていなかった。	会計に関する規程について 「安来商工会議所契約規程」及び「安来商工会議所謝金規程」を設け、平成19年 4 月 1 日から施行いたします。
(財) 島根県建設技術センター (土木総務課) (技術管理課) (1) 所管課 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 (2) 団体 ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。 イ 運営の合理化に資する意見 リサイクルヤードの運営について リサイクルヤードは、松江地区で行われる公共工事で発生する建設発生土を受け入れるため平成16年10月に整備された。 この建設発生土の受入については、公共事業が減少する中で、平成19年度以降は採算に見合う量の確保が困難なことが予測されるので、国や市町に働きかけてその確保に努められたい。 なお、搬入土のうちリサイクルできるものについては、今後、販売に向けて取り組みを進められたい。 また、リサイクルヤードの運営経費についても、創意工夫をして節減に努められたい。 新公益法人制度への対応について	リサイクルヤードの運営について 建設発生土の受入については、通年の採算ベースである 6 万 m³ に対し、平成19年度は、6 万 5 千 m³ の搬入を想定しています。今後一層関係機関と情報交換等の連携を密にし、経営の安定化に努めます。 搬入土のリサイクルに関しては、事業の進捗に伴い平成18年度において良質土をストック可能なヤードを整備したところであり、今後良質土の販売に向けて関係機関に働きかけて行く考えです。 運営経費については、これまで事業の初期の立ち上げ時期であることから、広範な土質の搬入に対応するための工法変更等管理部門の経費が相当かかってきましたが、今後は軌道に乗るものと考えており、管理部門のスリム化等引き続き経費節減に努めることとしています。 新公益法人制度への対応について

現行の財団法人は、新公益法人制度に関するの法律の施行後 5 年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択をする必要がある。

については、団体が行う事業が公益性の認定基準に適合するのか等について検証するなど、新制度への対応について検討されたい。

リサイクルヤード事業については、平成17年度まで税制上は収益事業として経理していましたが、協議の結果、平成18年度から税制上公益事業として認められたため、公益目的事業率が50/100以上という認定基準に適合することが可能となりました。

今後も公益財団法人として認定を受けるために、新制度への対応について検討します。

